

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

青森県八戸市城下一丁目1番9号

八戸通運 株式会社

代表取締役 角田 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 3年 1月19日

許可の有効年月日 令和 8年 1月18日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及びカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及びカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むものに限る。）

汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。）

ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成28年 1月19日
- ・変更届出年月日 平成29年 6月23日
(代表者の変更 旧 田中 信明)
- ・更新許可年月日 令和 3年 1月19日
- ・変更届出年月日 令和 6年 6月28日
(代表者の変更 旧 高林 秀典)

5 積替え許可の有無

無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和 3年 1月19日 更新許可)